

平成20年度 歌志内市教育委員会の 活動状況に関する点検・評価報告書(概要)

1. 点検・評価

(点検・評価の義務付け)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。【地教行法第27条第1項】

また、その際、客観性を確保する観点から、教育委員会以外の学識経験者による知見の活用を行うこととされています。【同条第2項】

(歌志内市教育委員会の対応方針)

法律に基づき、義務付けられた事務の点検・評価を行う。また、学識経験者で構成する外部知見を活用するため、既存の組織(各種委員)を活用しながら外部評価とする。

2. 点検・評価報告書の構成

第1章 教育委員会の活動状況

教育委員会の会議の開催状況、法規等の制定及び計画等の策定状況、内申事務の概況、学校等への指導・助言・援助の状況等

第2章 教育の推進及び振興に関する事業の評価

(1) 幼児教育の推進

- ・集団での遊びや自然との触れ合いを通じて、豊かな心を育て、併せて基礎体力の向上を図る。

(2) 小・中学校教育の推進

- ・宿泊体験学習や地域の活性化を図る諸行事に幼・小・中が連携して参画する教育活動。
- ・国際的な広い視野にたち、外国語指導助手を引き続き招致。
- ・授業研究や校内研修の充実。
- ・児童生徒の学力・学習状況を的確に把握することなどを目的に「知能検査・学力検査」を実施。
- ・学校改善プランの実施状況。
- ・道徳教育の充実。
- ・不審者侵入などの学校安全管理。
- ・安全な給食提供。

(3) 社会教育の推進

- ・家庭教育に関する情報提供等。
- ・児童館行事をはじめとする各種教室、スポーツ・レクリエーション活動を実施。
- ・青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携。
- ・サークル活動をはじめとする自主的な運営と管理。
- ・社会教育施設及び体育施設の効率的な運営と管理。
- ・地域の教育力の再生

(4) 芸術・文化の振興

- ・市民の生活に根ざした文化活動を推進。

(5) スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ・市民のスポーツ活動を促進。